

# 建設企業常任委員会会議記録

日 時 令和2年3月19日（木曜日）

午前10時 2分 開議

場 所 水戸市議会 第5委員会室

午前11時13分 散会

## 付託事件

議案第45号、議案第46号、議案第50号中第1表中歳出中第3款中建設企業委員会所管分、第4款中建設企業委員会所管分、第6款中建設企業委員会所管分、第8款及び第11款中建設企業委員会所管分並びに第2表継続費中第8款並びに第3表債務負担行為中建設企業委員会所管分、議案第55号、議案第61号、議案第62号、議案第64号、議案第65号、議案第67号中第1表中歳出中第8款及び第2表継続費補正中第8款、議案第71号、議案第73号、議案第74号、報告第1号

## 1 本日の会議に付した事件

### (1) 議案審査

- ① 議案第45号 水戸市市街化調整区域に係る開発行為の許可基準に関する条例の一部を改正する条例
- ② 議案第46号 水戸市土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例
- ③ 議案第50号 令和2年度水戸市一般会計予算中第1表中歳出中第3款（民生費）中建設企業委員会所管分、第4款（衛生費）中建設企業委員会所管分、第6款（農林水産業費）中建設企業委員会所管分、第8款（土木費）及び第11款（災害復旧費）中建設企業委員会所管分並びに第2表継続費中第8款（土木費）並びに第3表債務負担行為中建設企業委員会所管分
- ④ 議案第55号 令和2年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計予算
- ⑤ 議案第61号 令和2年度水戸市水道事業会計予算
- ⑥ 議案第62号 令和2年度水戸市下水道事業会計予算
- ⑦ 議案第64号 常磐線内原駅南北自由通路整備工事委託協定の締結について
- ⑧ 議案第65号 土地の取得について
- ⑨ 議案第67号 令和元年度水戸市一般会計補正予算（第9号）中第1表中歳出中第8款（土木費）及び第2表継続費補正中第8款（土木費）
- ⑩ 議案第71号 令和元年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計補正予算（第1号）
- ⑪ 議案第73号 令和元年度水戸市水道事業会計補正予算（第4号）
- ⑫ 議案第74号 令和元年度水戸市下水道事業会計補正予算（第3号）
- ⑬ 報告第1号 専決処分について（令和元年度水戸市水道事業会計補正予算（第3号））

## 2 出席委員（6名）

委員 長 飯 田 正 美 君 副委員 長 萩 谷 慎 一 君

委員	中庭次男君	委員	五十嵐博君
委員	小川勝夫君	委員	松本勝久君
3	欠席委員（なし）		
4	委員外議員出席者（なし）		
5	説明のため出席した者の職、氏名		
建設部長	渡邊雅之君	建設部技監兼 建設計画課長	大森幹司君
道路管理課長	有金正義君	道路建設課長	安達茂君
生活道路整備課 長	川又弘一君	河川都市排水課 長	三村隆君
建築課長	大和田聡君	土木補修事務所 長	大山裕己君
内原建設事務所 長	谷萩幸治君		
都市計画部長	高橋涼君	都市計画部副 部長	川崎洋幸君
都市計画部技監兼 市街地整備課長	坪貴之君	都市計画部技監兼 住宅政策課長	木村勤君
都市計画部技監兼 泉町周辺地区 開発事務所長	加藤久人君	都市計画課長	黒澤純一郎君
建築指導課長	井原孝志君	公園緑地課長	上田航君
上下水道事業 管理者	檜山隆雄君		
水道部長	伊藤俊夫君	水道総務課長	梶山哲君
経理課長	栗原千尋君	料金課長	倉田佳則君
水道整備課長	杉山健一君	給水課長	梶山学君
浄水管理事務所 長	島孝夫君		
下水道部長	白田敏範君	下水道管理課長	鬼澤英一君
下水道整備課長	松葉光隆君	下水道施設 管理事務所長	川原井正浩君
6	事務局職員出席者		
議事係長	綱島卓也君	書記	武田侑未子君

午前10時 2分 開議

○飯田委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから建設企業委員会を開会します。

議事に先立ちまして、水戸市議会委員会条例の一部改正に伴い、当委員会の名称が都市建設委員会から建設企業委員会に変更となりましたので、引き続きよろしく願いいたします。

また、当委員会出席説明員の一部が変更となりましたので、この際、執行部の自己紹介をお願いしたいと思います。

それでは、順次お願いします。

○伊藤水道部長 改めまして、上下水道局水道部長の伊藤俊夫です。よろしく願いいたします。

○梶山水道総務課長 水道総務課課長の梶山哲です。よろしく願いいたします。

○栗原経理課長 経理課長の栗原千尋と申します。よろしく願いいたします。

○倉田料金課長 料金課長の倉田佳則です。どうぞよろしく願いいたします。

○杉山水道整備課長 水道整備課長の杉山健一です。どうぞよろしく願いいたします。

○梶山給水課長 給水課長の梶山学です。どうぞよろしく願いいたします。

○島浄水管理事務所長 浄水管理事務所長の島孝夫と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○飯田委員長 以上で紹介は終わりました。

それでは、これより議事に入ります。

さきの本会議において当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表のとおり、議案第45号ほか12件であります。

それでは、審査の進め方についてお諮りいたします。委員会の審査日程が3日間となっておりますので、本日は執行部に提出議案等の説明を求め、23日月曜日に質疑を行い、そして24日火曜日に御意見を伺った後、採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第45号ほか12件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 御異議なしと認め、一括議題とします。

それでは、これより執行部から順次、提出議案等の説明をお願いします。

なお、2月26日の当委員会で請求いたしました資料につきまして、本日、執行部より提出を受けておりますので、議案の説明と併せて説明願います。

初めに、議案第45号 水戸市市街化調整区域に係る開発行為の許可基準に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

井原建築指導課長。

○井原建築指導課長 それでは、議案書①の641ページをお願いいたします。

市議会議案第45号 水戸市市街化調整区域に係る開発行為の許可基準に関する条例の一部を改正する条例について、建築指導課提出の建設企業委員会資料を御参照ください。

さきの2月26日の当委員会におきまして、資料の請求がございました。提出の委員会資料9ページをお願いいたします。

表題に都市計画法の許可件数についてと表示しております。過去3年間の集落出身者等を対象とした市街化調整区域内の自己用住宅の建築に係る許可件数といたしまして、平成28年度から平成30年度における1年間のそれぞれの件数と今年度の2月末日時点の件数を表にそれぞれ記載してございます。件数につきましては、おおむね毎年100件を少し超える件数で推移してございます。

追加した資料についての説明は以上でございます。

それでは、資料の1ページをお願いいたします。

1の改正理由につきましては、市街化調整区域において空き家及び空き地の活用を促進し、既存集落における人口減少の抑制及び地域コミュニティの維持を図るために、専用住宅の建築等に係る開発許可基準を新たに定めるものでございます。

また、このほかに開発審査会の許可基準の一部を条例化するなど、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正理由につきましては、大きく3つございます。

(1)既存集落内において10年以上法に適合している建築物の敷地を対象といたしまして、専用住宅の建築を目的として行う開発行為を許可するための新しい基準を定めます。

(2)でございますが、これまで開発審査会の議を経て許可している開発行為のうち定型的な許可基準を条例化して、開発審査会の審査を不要といたします。

(3)でございます。先ほどの1番及び2番の開発行為の許可基準に対応するように建築物の建築等の許可基準を定めるものでございます。

また、これらに併せまして条例中の用語の定義や一部の文言の修正をしております。

3番の施行期日につきましては、令和2年4月1日としております。

4番の参考でございます。改正内容の(1)番と(2)番について取りまとめております。

まず、(1)番でございます。現行では、区域区分日を境に住宅の敷地における譲渡や再建築の取扱いが異なっておりまして、特に区域区分日以降に許可を受けて建築した場合は原則的に譲渡や再建築も集落出身者に限定しております。今回の条例改正によって、太い破線の囲みで記しておりますけれども、区域区分日以降に許可を受けて建築した住宅等の建築物であっても10年以上法に適合しているものを対象として、集落出身者でなくても譲渡を受け、住宅として使用したり再建築したりすることについて許可が受けられるようになります。このことによって、空き家、空き地の活用を促進しようとするものでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

(2)についてですが、条例化する許可基準を記しております。これら4つの基準を条例化することで開発審査会の審査を不要として、開発許可手続の迅速化、簡素化を図るものでございます。

3ページ以降の添付資料でございますが、条例の新旧対照表、参照条文、先ほど御説明いたしました過去

3年の都市計画法の許可件数の一覧を添付しております。それぞれにつきましては2月26日の当委員会で説明しておりますので、詳細については省略させていただきます。

説明は以上でございます。

○飯田委員長 次に、議案第46号 水戸市土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

坏技監兼市街地整備課長。

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 議案書①の643ページをお願いいたします。

市議会議案第46号 水戸市土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例でございます。

市街地整備課提出の建設企業委員会資料をお願いいたします。

改正理由でございますが、(1)につきましては、土地区画整理法施行令の改正により土地区画整理事業の清算金の利率を改定し、関係規定の整備をするものでございます。

次に、(2)につきましては、水戸・勝田都市計画事業東前第四土地区画整理事業が令和2年3月31日で完了することに伴い、関係規定の整備をするものでございます。

改正内容でございますが、(1)につきましては、清算金の利子の利率を改定するものでございます。

次に、(2)につきましては、水戸・勝田都市計画事業東前第四土地区画整理事業の項目を削るものでございます。

2ページ、3ページに新旧対照表、4ページに参照条文を添付しております。

施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

○飯田委員長 次に、議案第50号 令和2年度水戸市一般会計予算中第1表中歳出中第3款（民生費）中建設企業委員会所管分、第4款（衛生費）中建設企業委員会所管分、第6款（農林水産業費）中建設企業委員会所管分、第8款（土木費）及び第11款（災害復旧費）中建設企業委員会所管分並びに第2表継続費中第8款（土木費）並びに第3表債務負担行為中建設企業委員会所管分について、執行部から説明願います。

初めに、第3款民生費、4項災害救助費、1目災害救助費中建設企業委員会所管分について、黒澤都市計画課長。

○黒澤都市計画課長 よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第50号 令和2年度水戸市一般会計予算について御説明いたします。

恐れ入りますが、②の令和2年度予算に関する説明書の132ページ、133ページをお願いいたします。

3款民生費、4項災害救助費、1目災害救助費のうち、建設企業委員会所管分でございますが、こちらは前年度比51.8%の増となっております。

133ページ中段の説明の欄を御覧ください。上から3番目の丸となっております。

住宅救助経費といたしまして、民間住宅を借り上げて被災者に提供する事業及び被災者が被災住宅を復興するために借入れを行った場合に利子を補給する事業を実施するものでございます。主な増額の理由といたしましては、昨年の台風19号による災害対応によるものでございます。

以上でございます。

○飯田委員長 次に、第4款衛生費、4項上水道費について、梶山水道総務課長。

○梶山水道総務課長 続きまして、議案書②の152、153ページをお願いいたします。

中段の4款4項1目上水道費につきましては、水道事業会計への繰出金でございます。水道施設の耐震化などの安全対策事業などへの繰出金でございまして、対象事業費の減によりまして、令和2年度は4,870万円を計上し、前年度比0.6%の減でございます。

以上でございます。

○飯田委員長 次に、第6款農林水産業費、1項農業費、7目植物公園再整備費について、黒澤都市計画課長。

○黒澤都市計画課長 続きまして、160ページ、161ページをお願いいたします。

6款農林水産業費、1項農業費、7目植物公園再整備費でございますが、こちらは前年度比51.7%の減となっております。組織見直しにより、令和2年度から建設企業委員会の所管となっております。内容につきましては、植物公園の再整備に要する経費でございます。主な減額の理由といたしましては、事業進捗によるものでございます。

以上でございます。

○飯田委員長 次に、第8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費について、大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 続きまして、議案書②の168、169ページをお開き願います。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費につきましては、職員給与費及び建築事務に要する経費でございます。前年度比3.6%の増となっております。

説明は以上でございます。

○飯田委員長 次に、2目建築指導費について、黒澤都市計画課長。

○黒澤都市計画課長 続きまして、同じページの下段となっております。

2目建築指導費でございますが、前年度比22.8%の減となっております。内容につきましては、建築指導に要する職員給与費をはじめ、建築確認等経費及び開発許可経費に要する費用でございます。

以上でございます。

○飯田委員長 次に、2項道路橋りょう費及び3項河川費について、大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 続きまして、議案書②の170、171ページをお開き願います。

これから説明させていただきます8款土木費、2項道路橋りょう費の中では、道路等の維持に関する事業につきまして、一部費目の計上の項目を見直したことから変更が生じておりますので、その変更の生じるところについてはその都度説明をさせていただきます。

まず、ページの下段の表にお示ししております8款土木費、2項道路橋りょう費につきまして、説明をさせていただきます。

1目道路橋りょう総務費につきましては、職員給与費のほか、道路管理経費につきましては、施設の光熱費や清掃委託、道路点検などに要する経費となっております。

また、道路台帳整備費につきましては、道路台帳の補正のための委託に要する経費となっております。

171ページの右側の項目の一番下の部分に計上しております自動車維持管理経費につきましては、これ

まで8款土木費、2項道路維持費に計上していたものを、今回の見直しにより、こちらのほうで計上させていただきます。これらの見直しに伴いまして、道路橋りょう総務費全体で前年度比1.6%の増となっております。

次に、ページを返していただきまして、172、173ページをお開き願います。

中段の2目道路橋りょう維持費につきましては、道路橋梁などの維持に関する経費を統合することなどの見直しを行った結果、これまで2目道路維持費としていたものから名称を変更しまして、2目道路橋りょう維持費という形で予算のほうを名称変更させていただいております。これによりまして、これまで舗装道維持修繕費として計上していたものに加えまして、この後の目でも説明させていただきます4目交通安全施設整備費から交通安全施設維持に関する経費と、6目の橋りょう維持費として計上しておりました橋梁維持に関する経費をここに統合して計上させていただきます。これによりまして、前年度比50.6%の増となっております。

続きまして、下段の3目道路新設改良費につきましては、職員給与費のほか、道路新設改良事業費につきましては、飯富150号線をはじめ、10路線の工事、8路線の用地補償などに要する経費となっております。

側溝新設改良事業費につきましては、延長1,285メートルの側溝整備及び20か所の集水ます設置などに要する経費となっております。

狭あい道路及び後退敷地整備事業費につきましては、市道渡里67号線、68号線、69号線、71号線をはじめとした19路線の工事及び47路線の測量費の委託費などに要する経費となっております。

ページを返していただきまして、174、175ページをお開き願います。

認定外道路整備事業費につきましては、延長886メートルの舗装に要する経費となっております。

内原地区における道路新設改良事業費につきましては、内原7-0052号線をはじめといたしました3路線の工事、2路線の用地補償などに要する経費となっております。

道路新設改良費全体で前年比13.7%の減となっております。

次に、4目交通安全施設整備費につきましては、歩道新設改良工事をはじめ、ガードレール、カーブミラーの設置などの交通安全施設の整備に要する経費となっております。先ほど説明させていただきましたとおり、これまで計上しておりました交通安全施設維持費が2目道路橋りょう維持費に計上する項目を変更したことから、前年度比61.9%の減となっております。

次に、5目橋りょう新設改良費につきましては、水門ほか1橋の修繕工事費や新北川橋ほか陸橋の実施設計の委託に要する費用経費となっております。前年度比17.6%の増となっております。

ページを返していただきまして、176、177ページをお開き願います。

上段の表2列目、6目橋りょう維持費につきましては、先ほど説明させていただきましたとおり、道路橋梁などの維持に関する経費の計上の方法を統合したことから廃目となっております。

続きまして、3項河川費について御説明いたします。

1目河川総務費につきましては、職員給与費のほか、河川維持管理費につきましては、水戸市で管理している河川などの除草及び修繕工事などに要する経費となっております。

また、河川事務費につきましては、那珂川水系クリーン作戦などに要する経費となっております。  
前年度比2.1%の増となっております。

続きまして、最下段の2目排水路費につきましては、市街化調整区域における雨水を排除し、浸水箇所の解消を図るための経費及び施設の維持管理に必要な経費となっております。

排水路整備事業費につきましては、平須町をはじめとした全6か所の工事や実施設計などの委託に要する経費となっております。

ページを返していただきまして、178、179ページをお開き願います。

排水路維持管理費につきましては、排水機場の点検業務や排水路及び調整池の除草などに要する委託に必要な経費となっております。

排水路費全体で前年度比32.7%の減となっております。

続きまして、3目河川改良費につきましては、石川川に係る委託、用地補償に要する経費となっております。前年度比67.9%の減となっております。

説明は以上でございます。

**○飯田委員長** 次に、4項都市計画費、1目都市計画総務費及び2目土地区画整理費について、黒澤都市計画課長。

**○黒澤都市計画課長** それでは、続きまして、180、181ページをお願いいたします。

4項都市計画費、1目都市計画総務費について御説明いたします。

こちらは前年度比60%の増となっております。内容につきましては、都市計画行政に要する職員給与費をはじめ、都市計画推進経費、水戸駅北口広場の維持管理に要する経費、都市景観経費、赤塚駅周辺施設等の維持管理に要する経費、内原駅周辺施設等の維持管理に要する経費、市街地整備推進事業に要する経費となっております。

ページを返していただきまして、182、183ページをお願いいたします。

こちらについては、泉町1丁目北地区市街地再開発事業に要する経費、泉町周辺地区整備事業に要する経費及び内原駅周辺地区整備事業に要する経費などとなっております。主な増額の理由といたしましては、泉町1丁目北地区市街地再開発事業の事業進捗によるものでございます。

続きまして、2目土地区画整理費でございますが、こちらは前年度比34.3%の減となっております。内容につきましては、東前第二土地区画整理事業会計への繰出金に要する経費でございます。主な減額の理由といたしましては、東前第二土地区画整理事業の進捗によるものでございます。

説明は以上でございます。

**○飯田委員長** 次に、3目公共下水道費について、鬼澤下水道管理課長。

**○鬼澤下水道管理課長** 続きまして、3目公共下水道費につきましては、下水道事業会計への繰出金でございます。52億3,400万円を計上し、前年度比といたしましては0.9%の減でございます。

以上でございます。

**○飯田委員長** 次に、4目街路整備事業費及び5目都市下水路費について、大森技監兼建設計画課長。

**○大森建設部技監兼建設計画課長** 続きまして、同ページの表中下段の4目街路整備事業費につきまして、



説明させていただきます。

4目街路整備事業費につきましては、職員給与費のほか、都市計画道路3・3・2号中大野中河内線をはじめとした路線の工事及び用地補償などに要する経費となっております。前年度比24.2%の減となっております。

ページを返していただきまして、184、185ページをお開き願います。

2段目の項目、5目都市下水路費につきましては、市街化区域内における雨水を排除し、浸水箇所の解消を図るための経費及び施設の維持管理に必要な経費となっております。

都市下水路整備事業費につきましては、笠原町をはじめとした全15か所の工事や実施設計などの委託に要する経費となっております。

また、浄化施設等維持費や都市下水路維持管理費につきましては、施設などの維持管理に要する経費となっております。

都市下水路費全体で前年度比24.2%の増となっております。

説明は以上でございます。

**○飯田委員長** 次に、6目公園費、7目緑化推進対策費及び5項住宅費について、黒澤都市計画課長。

**○黒澤都市計画課長** 続きまして、同じページの下の段となります6目公園費について御説明いたします。

こちらは前年度比21.7%の減となっております。内容につきましては、公園行政に要する職員給与費をはじめ、都市公園等の維持管理に要する公園等管理費。

恐れ入ります。ページを返していただきまして、186ページ、187ページとなります。

千波公園をはじめとする都市公園などの整備に要する公園建設事業費、千波湖浄化に要する経費、植物公園の運営に要する経費などでございます。主な減額の理由といたしましては、公園建設事業の進捗によるものでございます。

続きまして、その下の段となります7目緑化推進対策費について御説明いたします。

こちらは前年度比18.4%の減となっております。内容につきましては、緑化推進対策経費といたしまして、保存樹等の指定制度に要する経費、生け垣設置奨励補助金などでございます。

緑化基金費につきましては、利子を積み立てるものでございます。

続きまして、次の188、189ページをお願いいたします。

5項住宅費、1目住宅管理費について御説明いたします。

こちらは前年度比10.3%の増となっております。内容につきましては、住宅行政に要する職員給与費をはじめ、住宅管理経費といたしまして、指定管理者への委託等に要する経費、住宅政策推進経費といたしまして、子育てまちなか住宅取得補助金等に要する経費となっております。

続きまして、190、191ページをお願いいたします。

2目住宅建設費について御説明いたします。

こちらは前年度比45.4%の増となっております。内容につきましては、住宅整備事業費をはじめ、河和田住宅建替事業9期に要する経費及び砂久保住宅建替事業に要する経費となっております。主な増額の理由といたしましては、河和田住宅建替事業及び砂久保住宅建替事業の進捗によるものでございます。

説明は以上でございます。

○飯田委員長 次に、第11款災害復旧費、2項土木施設災害復旧費について、大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 続きまして、議案書②の224、225ページをお開き願います。

11款災害復旧費、2項土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費につきましては、科目設定となっております。

説明は以上でございます。

○飯田委員長 次に、第2表継続費中第8款土木費、4項都市計画費について、大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 続きまして、継続費につきまして御説明いたします。

議案書②の242ページ、243ページをお開き願います。

左側の表の縦の列で3つ目の事業名とされているところで、上から6番目に記載がございます米沢町・元吉田町都市下水路新設事業につきましては、工事期間が長期にわたることから令和2年度から3年度の2か年の継続費とするもので、内径1,200ミリメートルの管とU字溝、900ミリメートル掛ける1,600ミリメートルのU字溝を合わせて延長500メートル分を敷設する都市下水路新設工事となっております。年割額につきましては、令和2年度が1億7,600万円、令和3年度が2億6,400万円、合計4億4,000万円となっております。

説明は以上でございます。

○飯田委員長 次に、第3表債務負担行為中まちなか共同住宅整備促進に係る債務負担について、黒澤都市計画課長。

○黒澤都市計画課長 続きまして、248、249ページをお開き願います。

こちらのページの事項2段目でございます。まちなか共同住宅整備促進に係る債務負担につきましては、民間事業者等による良質な都市型住宅の整備促進に係る補助金として、限度額を5,000万円、期間を令和3年度までとしております。

説明は以上でございます。

○飯田委員長 次に、議案第55号 令和2年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計予算について、執行部から説明願います。

壊技監兼市街地整備課長。

○壊都市計画部技監兼市街地整備課長 議案書①の687ページをお願いいたします。

市議会議案第55号 令和2年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計予算でございます。

歳入歳出の予算総額をそれぞれ2億5,500万円とするものでございます。詳細につきましては、②の予算に関する説明書で御説明いたします。

恐れ入りますが、②の362ページ、363ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款財産収入、1項財産売払収入、1目不動産売払収入は、保留地売払い収入でございます。

2款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、一般会計からの繰入れでございます。

3款1項1目繰越金は、前年度剰余繰越金でございます。

4款諸収入，1項1目市預金利子は，科目設定でございます。

2項1目雑入でございます。

次に，ページを2ページほど返していただきまして，366ページ，367ページをお願いいたします。  
歳出でございます。

1款1項1目東前第二土地区画整理事業費を2億2,800万円とするものでございます。主なものとい  
たしましては，区画道路の工事請負費や家屋の補償などでございます。

2款1項公債費，1目元金，2目利子は，これまでに借入れしました地方債に係る償還金や利子でござい  
ます。

ページを返していただきまして，368ページ，369ページをお願いいたします。

3款1項1目予備費でございます。

ページを返していただきまして，370ページ，371ページをお願いいたします。

地方債の調書でございます。令和2年度末現在，見込額は3億675万6,000円でございます。

以上でございます。

**○飯田委員長** 次に，議案第61号 令和2年度水戸市水道事業会計予算について，執行部から説明願いま  
す。

梶山水道総務課長。

**○梶山水道総務課長** 市議会議案第61号 令和2年度水戸市水道事業会計予算につきましては，さきの議  
案説明会におきまして，①の議案書により御説明をさせていただいておりますので，別冊の④令和2年度水  
道事業会計予算に関する説明書により御説明をさせていただきます。

恐れ入ります。④の水道事業会計予算に関する説明書の1ページをお開き願います。

初めに，経常的な営業活動に伴う収益的収入及び支出のうち，収入について御説明をさせていただきます。

主なものとしたしまして，1款1項1目の給水収益につきましては，水道料金56億868万  
7,000円を計上しております。前年度比8.0%の増でございます。2目受託工事収益は，下水道工事な  
どに伴う排水管などの移設工事に要する負担金でございます。3目その他の営業収益は，新設件数に伴いま  
す加入金などにつきまして，4億9,116万円を計上しております。前年度比3.0%の減でございます。

2項営業外収益のうち2目一般会計補助金につきましては，繰り出し基準に基づきまして一般会計から受  
け入れる経費などとなります。3目長期前受金戻入につきましては，国庫補助金などにより取得しました資  
産の減価償却費相当分を計上しております。

ページを返していただきまして，2ページをお開き願います。

収益的収入及び支出のうち，支出について御説明をさせていただきます。

1款1項営業費用につきましては，浄水配水施設の維持管理や検針，調定及び水道料金などの徴収業務に  
要する経費などにつきまして，54億8,326万9,000円を計上し，前年度比0.9%の減でございま  
す。

2項営業外費用につきましては，主なものとしたしまして，1目支払利息及び企業債取扱諸費に2億  
9,319万1,000円を計上し，前年度比7.1%の増でございます。

3項特別損益につきましては、過年度損益修正損などを計上しております。

4項は予備費になります。

次に、3ページの投資的経費である資本的収入及び支出のうち、収入について御説明をいたします。

1款1項企業債につきましては、配水管の整備及び浄水施設の更新事業に要する財源としての企業債であり、18億9,660万円を計上し、前年度比46.8%の増でございます。

2項一般会計出資金につきましては、災害対策事業として、水道管路の耐震化事業の経費などを国の制度に基づき、一般会計から繰り入れるものでございます。

3項国庫補助金につきましては、生活基盤施設耐震化等交付金として、老朽管更新事業に対する補助金として2億2,260万8,000円を計上しております。

4項一般会計負担金、5項一般会計補助金につきましては、消火栓の設置などの経費を国の制度に基づき、一般会計から繰り入れるものでございます。

6項工事負担金につきましては、公共下水道工事に伴います配水管などの移設補償費などでございます。

続きまして、ページを返していただきまして、4ページを御覧願いたいと思います。

4ページの支出でございますが、1款1項建設改良費につきましては、老朽管の更新など計画的に行います配水管の整備、耐震化の事業費、公共下水道工事に伴います配水管移設工事、老朽化設備の更新、耐震化の事業費などとしまして、31億1,202万2,000円を計上しており、前年度比35.9%の増でございます。

2項企業債償還金につきましては、企業債の元利償還として14億8,759万3,000円を計上しており、前年度比3.6%の増でございます。

3項は予備費となっております。

続きまして、5ページにつきましては、1の業務活動、2の投資活動、3の財務活動によるキャッシュフローをそれぞれお示ししておりますので、お目通しのほうをよろしく願います。

ページを返していただきまして、6ページから17ページにつきましては、給与費の明細書になってございます。水道事業会計に係る職員などの給与及び手当などの内訳を示すものでございます。

18ページ、19ページは、継続費に関する調書となりまして、工事期間が長期にわたる開江浄水場配水池改修工事、楮川浄水場電気設備取替え工事につきまして、令和2年度から4年度までの3か年にわたります継続費の総額及び年割り額をそれぞれ設定するものでございます。

ページを返していただきまして、20ページから25ページは、令和元年度の予定損益計算書と予定貸借対照表、26ページから31ページにつきましては、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間の予定損益計算書及び予定貸借対照表をそれぞれお示しをしております。内容につきましては、お目通しをお願いいたします。

説明については以上でございます。

○飯田委員長 次に、議案第62号 令和2年度水戸市下水道事業会計予算について、執行部から説明願います。

鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道管理課長 市議会議案第62号 令和2年度水戸市下水道事業会計予算につきましては、さきの議案説明会におきまして議案書により御説明させていただいておりますので、別冊の⑥令和2年度下水道事業会計予算に関する説明書により御説明させていただきます。

恐れ入りますが、⑥の下水道事業会計予算に関する説明書の1ページをお開き願います。

それでは、⑥の1ページから御説明させていただきます。

初めに、経常的な経営活動を表す収益的収入及び支出のうち、収入について御説明いたします。

主なものといたしまして、1款1項1目下水道使用料につきましては35億8,278万9,000円を計上してございます。前年度比1.2%の増でございます。2目他会計負担金は、一般会計が負担する雨水処理に要する経費に対する基準内の負担金でございます。

次に、2項営業外収益のうち2目他会計負担金につきましては、繰り出し基準に基づく一般会計からの基準内の負担金になります。3目他会計補助金は、収益的支出に対する一般会計からの基準外の補助金になります。4目長期前受金戻入は、国庫補助金等における減価償却費相当分を計上してございます。

ページを返していただきまして、2ページを御覧願います。

収益的収入及び支出のうち支出について御説明いたします。

1款1項営業費用といたしましては、管渠やポンプ場、処理場などの下水道事業を運営するための維持管理経費や減価償却費で74億1,187万6,000円を計上し、前年度比で1.5%の減でございます。

2項の営業外費用につきましては、主なものといたしまして、1目支払利息及び企業債取扱諸費に12億9,419万5,000円を計上し、前年度比9.4%の減でございます。

3項特別損失につきましては、過年度損益修正損等を計上しており、4項は予備費になります。

続きまして、投資的経費である資本的収入及び支出のうち、収入について御説明いたします。

1款1項企業債につきましては、下水道管渠整備や浄化センターの設備改築に要する財源としての下水道事業債でございまして、28億4,720万円を計上し、前年度比5.1%の減でございます。

2項他会計出資金につきましては、資本的支出に対する基準外の出資金で、建設事業費や企業債の償還に充てられるものでございます。

3項国庫補助金につきましては、下水道施設の建設改良に対する国からの補助金として11億3,720万円を計上しており、また、4項3目他会計負担金につきましては、雨水整備における一般会計からの基準内の負担金でございます。

ページを返していただきまして、4ページの支出を御覧願います。

1款1項建設改良費につきましては、管渠整備やポンプ場、また、処理場の設備改築に要する予算として39億317万4,000円を計上しており、前年度比では6.5%の減になります。

3項1目の建設改良企業債償還金には、下水道事業債の元金償還として56億8,328万8,000円を計上しており、前年度比0.1%の増でございます。

4項は予備費となります。

次に、5ページのキャッシュフロー計算書につきましては、1の業務活動、2の投資活動、3の財務活動によるキャッシュフローをそれぞれ示しておりますので、お目直しをお願いいたします。

ページを返していただきまして、6ページから17ページにつきましては、給与費明細書になります。下水道事業会計に係る職員等の給料及び手当等の内訳を示すものでございます。

ページ、若干飛びまして、18、19ページは継続費に関する調書でございまして、工事期間が長期にわたります桜川第1ポンプ場自家発電設備改築事業、水戸市浄化センター水処理棟外耐震補強事業及び水戸市浄化センター第1沈砂池設備及び送風機設備改築事業について、2か年にわたるそれぞれの継続費の総額及び年割額を示してございます。

ページを返していただきまして、20ページから25ページは、令和元年度の損益計算書及び貸借対照表を、26ページから31ページにつきましては、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間の損益計算書及び貸借対照表をそれぞれ示してございます。内容につきましては、お目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。

○飯田委員長 次に、議案第64号 常磐線内原駅南北自由通路整備工事委託協定の締結について、執行部から説明願います。

坏技監兼市街地整備課長。

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 議案書⑨の3ページをお願いいたします。

市議会議案第64号 常磐線内原駅南北自由通路整備工事委託協定の締結について、市街地整備課提出の建設企業委員会資料をお願いいたします。

協定の目的につきましては、常磐線内原駅南北自由通路整備工事委託でございます。

工事場所につきましては、水戸市内原1丁目及び内原町でございます。

工事概要でございますが、まず2階部分でございます。南北自由通路の延長が約60メートル、幅員は約4メートルでございます。北側自由通路への連絡部が幅員約2.5メートルでございます。南口に階段が1か所、幅員約3メートルでエレベーターを1基設置しております。北口にも階段1か所、幅員約2メートルでエレベーターを1基設置しております。1階部分につきましては、南口と北口に公衆トイレ、男、女、多機能トイレ、それぞれ設置しております。

次に、協定金額につきましては、10億7,993万6,000円でございます。

協定の相手方につきましては、水戸市三の丸1丁目4番47号、東日本旅客鉄道株式会社執行役員水戸支社長、雨宮慎吾でございます。

添付資料につきましては、位置図、平面図、施行協定書(案)、パースを添付しております。

なお、詳細につきましては2月26日の当委員会で御説明しておりますので、省略させていただきます。

説明は以上でございます。

○飯田委員長 次に、議案第65号 土地の取得について、執行部から説明を願います。

三村河川都市排水課長。

○三村河川都市排水課長 同じく議案書⑨のページをお開き願います。

市議会議案第65号 土地の取得について御説明いたします。

内原町調整池用地として次のように取得するものとする。

土地の表示で、水戸市内原町字中谷地1380番1ほか1筆。田，9,730.06平方メートル。

2，購入予定価格，4,505万177円。

3，契約の相手方，水戸市内原町1496番地，公益社団法人日本国民高等学校協会理事長，加藤達人でございます。

令和2年3月9日提出，水戸市長，高橋靖。

続きまして，別紙，建設部河川都市排水課提出の資料を御参照願います。

添付資料を返していただき，2ページの位置図を御参照願います。

内原中央排水区及び内原南部排水区排水路整備事業につきまして，内原町地区のうちの46.05ヘクタールの雨水排水を対象として排水路及び調整池の整備を図るものでございます。緑色で縁取りしてあります部分が今回の集水区域46.05ヘクタールでございます。赤色で縁取りしてある部分が今回の用地取得箇所でございます。放流先は内原町にございます湿気川になりますが，湿気川へ放流するまでの水路，図内の黄色いラインの流下能力に制限があるため，雨水の流出量を調整する調整池築造のための用地を取得するものでございます。

3ページが平面図でございます。赤色で縁取りしてある部分が今回の用地取得箇所でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○飯田委員長 次に，議案第67号 令和元年度水戸市一般会計補正予算（第9号）中第1表中歳出中第8款（土木費）及び第2表継続費補正中第8款（土木費）について，執行部から説明願います。

黒澤都市計画課長。

○黒澤都市計画課長 それでは，議案第67号 令和元年度水戸市一般会計補正予算（第9号）について御説明いたします。

恐れ入りますが，⑩の令和元年度補正予算に関する説明書の22，23ページをお開き願います。

それでは，8款土木費，4項都市計画費，1目都市計画総務費のうち，泉町1丁目北地区市街地再開発事業費につきましては，市街地再開発事業の進捗を図るため，国からの内示額に合わせて13億2,560万6,000円の増額補正を講じるものでございます。

続きまして，同じページにございます，7目緑化推進対策費でございますが，こちらにつきましては，緑化推進対策費のうち緑化基金費について，緑化基金寄附金の受入額に合わせて15万円の増額補正を講じるものでございます。

続きまして，同じページにございます5項住宅費，2目住宅建設費のうち，河和田住宅建替事業費9期及び砂久保住宅建替事業費につきましては，継続費のため，所要額に合わせて5,920万円の減額補正を講じるものでございます。

続きまして，同じく34，35ページをお開き願います。

継続費の補正につきましては，こちらのページの下段にございます8款土木費，5項住宅費，河和田住宅建替事業9期の継続費の補正でございますが，令和元年度及び令和2年度において所要額の補正措置を講じるものでございます。

続きまして，恐れ入ります，36ページ，37ページをお願いいたします。

砂久保住宅建替事業の継続費の補正につきましては、令和元年度及び令和2年度において、こちらも所要額の補正措置を講じるものでございます。

説明は以上でございます。

○飯田委員長 次に、議案第71号 令和元年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計補正予算（第1号）について、執行部から説明願います。

坏技監兼市街地整備課長。

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 追加議案書⑨の25ページをお願いいたします。

市議会議案第71号 令和元年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計補正予算でございます。

第1条で繰越明許費を定めるものでございます。詳細につきましては、⑩補正予算に関する説明書で御説明いたします。

恐れ入りますが、⑩の78ページ、79ページをお願いいたします。

1款1項1目東前第二土地区画整理事業費の繰越明許費を定めるものでございます。地権者及び関係機関との協議に日時を要したため、1億870万円の繰越しをするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○飯田委員長 次に、議案第73号 令和元年度水戸市水道事業会計補正予算（第4号）について、執行部から説明願います。

梶山水道総務課長。

○梶山水道総務課長 市議会議案第73号 令和元年度水戸市水道事業会計補正予算（第4号）につきましては、さきの議案説明会におきまして御説明をさせていただいておりますので、別冊の⑬令和元年度水道事業会計補正予算に関する説明書並びに明細書（第4号）により御説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、⑬の補正予算に関する説明書並びに明細書（第4号）1ページのほうを御覧願います。

今回の補正につきましては、他事業に伴います水道管移設補償工事などの事業量の減により行うものでございます。

収益的収入及び支出のうち、収入につきましては、1款営業収益、2目受託工事収益では、1億500万円を減額するものでございます。

支出につきましては、1款営業費用、3目受託工事費で9,550万円を減額するとともに、2項営業外費用、2目消費税及び地方消費税で521万2,000円を増額し、1項営業費用と2項営業外費用を合わせました1款水道事業費で9,028万8,000円を減額するものでございます。

ページを返していただきまして、2ページの資本的収入及び支出のうち、収入につきましては、3項国庫補助金、1目国庫補助金におきましては、6,253万円を増額するものでございます。

説明は以上でございます。

○飯田委員長 次に、議案第74号 令和元年度水戸市下水道事業会計補正予算（第3号）について、執行部から説明願います。

鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道管理課長 市議会議案第74号 令和元年度水戸市下水道事業会計補正予算（第3号）につき



ましては、別冊の⑭令和元年度下水道事業会計補正予算に関する説明書並びに明細書により御説明させていただきます。

恐れ入りますが、⑭の予算書の1ページをお開き願います。

資本的収入及び支出につきまして、建設改良費の確定により、下段の表に示しました支出におきまして6,700万円を減額し、併せて収入におきましてその財源を補正するものでございます。

ページを返していただきまして、4ページ、5ページの継続費に関する調書を御覧願います。

記載の2つの事業におきまして、それぞれの総額、年割り額及び財源の変更を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○飯田委員長 次に、報告第1号 専決処分について（令和元年度水戸市下水道事業会計補正予算（第3号））について、執行部から説明願います。

梶山水道総務課長。

○梶山水道総務課長 それでは、議案書⑨の33ページをお開き願います。

報告第1号 専決処分につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和元年度水戸市下水道事業会計補正予算（第3号）を令和2年1月6日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

今回の補正につきましては、台風19号に伴います災害復旧に要する経費につきまして所要額を補正するものでございます。

恐れ入りますが、詳細につきまして、⑫の下水道事業会計補正予算に関する説明書並びに明細書（第3号）にて御説明をさせていただきます。

⑫の下水道事業会計補正予算に関する説明書並びに明細書（第3号）の1ページをお開き願います。

収益的収入及び支出につきましては、消費税及び地方消費税におきまして1,179万7,000円の増額を行うものでございます。

ページを返していただきまして、2ページの資本的収入及び支出におきましては、収入におきまして、3項国庫補助金、1目国庫補助金に1億4,660万円の増額を行うものでございます。

続きまして、支出におきまして、1項建設改良費、5目災害復旧工事事業費に2億4,200万円を増額するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○飯田委員長 以上で、提出議案等についての説明は終了しました。

それでは、本日の委員会はこの程度をもって散会したいと思います。

なお、23日月曜日の委員会は午前10時に開会したいと思いますので、よろしく願います。

以上をもちまして、本日の建設企業委員会を散会します。

御苦労さまでした。

午前11時13分 散会